

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したもの  
です。

原文と翻訳とで解釈に相違が生じた場合は、原文が優先されます。原文は[こちら](#)からご覧ください。



## iGAAP in Focus

### 財務報告

### IFRS 財団は、継続企業の評価に関する IFRS 会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新

#### 目次

##### 背景

##### 教育的資料が取り扱っている論点

##### 教育的資料の地位

##### 追加情報

詳細は、下記 Web サイト参照

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイトトーマツの Web サイト](#)

[IFRS 基準別の解説](#)

本 iGAAP in Focus は、IFRS 財団が 2025 年 5 月に公表した更新版の教育的資料「継続企業—開示に焦点を当てる」を解説する。

- 更新版の教育的資料は、会計の継続企業の前提が引き続き適切であるかどうかの評価、および当該評価について要求される可能性のある開示に関する IFRS 会計基準の既存の要求事項を強調している。
- 重要な点として、教育的資料は以下を示している。
  - 経営者の継続企業の評価は、報告日から少なくとも 12 か月をカバーすることが要求されるが、これは上限ではなく最短の期間である。
  - 当該評価は、報告期間の末日の後、財務諸表の発行が承認された日までに発生した事象の影響を反映する必要がある。
- 財務諸表が作成される基礎および継続企業に対する重大な不確実性を開示するという特定の要求事項に加えて、IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」〔IAS 第 1 号「財務諸表の表示」〕の全般的な要求事項で、継続企業評価の一環として行われた重要な判断の開示が、要求される場合がある。

#### 背景

本教育的資料は、COVID-19 のパンデミック中に利害関係者から提起された質問に回答するために、2021 年 1 月に最初に公表された。2025 年 5 月に改訂および再公表し、国際会計基準審議会（IASB）および国際監査保証基準審議会（IAASB）がその後に公表した基準の参照を含め、COVID-19 パンデミックの言及を削除した。

## 見解

2025年に行われた改訂は本質的に手続き的なものであり、教育的資料の内容を大幅に変更するものではない

IFRS財団の教育的資料は、この点に関してIFRS基準の要求事項を変更または追加するものではなく、継続企業の前提による作成が適切であるかどうかを評価するための既存の要求事項、および重要な点として、当該評価で提供される開示を強調している。

## 教育的資料が取り扱っている論点

### 継続企業の前提による作成が適切であるかどうかの評価

教育的資料は、次のことを強調している。

- 年次または期中財務諸表を作成する場合、IAS第8号〔IAS第1号〕は、経営者が継続企業として存続する企業の能力を評価することを要求している。IAS第8号〔IAS第1号〕は、経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、財務諸表は継続企業の前提により作成することを説明することにより、継続企業を定義している。
- この評価を行う際に、IAS第8号〔IAS第1号〕は、経営者が報告期間の終了後少なくとも12か月を見通すことを要求しているが、見通しは12か月に限定されないことを規定している。これは、財務諸表の発行が承認された日から12か月についての継続企業の検討を要求する一部の国の規制と不整合ではない。国際監査基準第570号(2024年改訂)は、評価期間が財務諸表の承認日から12か月未満の期間をカバーしている場合、評価期間の延長を経営者に要求することを監査人に要求している。

これらの要求事項を詳しく説明して、教育的資料は、経営者が、企業の現在および予想される収益性、既存の融資枠の返済時期、および借換えをする場合の潜在的な借入先に関する要因を検討する必要がある可能性があることを指摘している。

教育的資料はまた、IAS第10号「後発事象」が、作成における継続企業の前提の使用についての経営者の評価は、報告期間の終了後、財務諸表の発行が承認される日までに発生した事象の影響を反映する必要があることを説明している点についても強調している。財務諸表の発行が承認される前に、経営者が営業を停止する以外に現実的に代替案がないほどに状況が悪化した場合、財務諸表は継続企業の前提により作成してはならない。

## 見解

後発事象への参照は、政府またはその他の当事者による行動の結果（企業自身の緩和のための行動を含む）によって生じる可能性のある、ダイナミックな環境において特に関連性がある可能性がある。報告日以後、財務諸表の発行が承認される前の動向は、それ自体がIAS第10号の全般的な要求事項での修正を要する事象ではない場合であっても、継続企業の評価に考慮しなければならないことに留意することが重要である。

## 開示の重要さ

教育的資料は、財務諸表を継続企業の前提により作成するかどうかの決定は二者択一であるが、その前提が使用される状況は、企業の収益性が高く、流動性の懸念がない場合から、経営者が計画する緩和のための行動を考慮した後でさえも、継続企業の前提により財務諸表を作成することが「間一髪（close call）」である場合まで、大きく異なる可能性があることを示している。ストレスがかかっている経済環境では、企業がその分布（spectrum）内のどの位置にあるかを明確に開示し、経営者の評価の一環として行われた仮定と判断は、財務諸表の利用者の注目となる可能性が高い。

異なる状況で適用される可能性のある開示要求を示すために、教育的資料は、企業の状況が悪化するとともに適用される要求事項のマトリックスを提示している。

## 企業の状況の悪化

シナリオ	継続企業に関する重大な疑義はない。	継続企業に関する重大な疑義が存在するが、緩和のための行動は継続企業が適切であるとする上で十分と判断された。 企業は、重要性がある不確実性ないと判断する。	継続企業に関する重大な疑義が存在するが、緩和のための行動は継続企業が適切となるために十分と判断された。 緩和のための行動を考慮しても、継続企業に関する重要性がある不確実性が残っている。	清算若しくは営業停止の意図がある、またはそうする以外に現実的な代替案がない。
	継続企業	代替的な基礎 (継続企業ではない)		
作成の基礎	継続企業			代替的な基礎 (継続企業ではない)
開示	作成の基礎 特定の開示はない	作成の基礎 重要な判断?	作成の基礎 重要性がある不確実性 重要な判断?	限定的な特定の 要求事項

次に、教育的資料は、図示されたそれぞれの状況の企業に関連性がある可能性のある開示要求を強調している。

- 継続企業に関する重大な疑義がない場合は、作成の基礎を記述する必要性を除いて、継続企業に関連する特定の開示要求はない。また、継続企業の前提により財務諸表を作成する結論に達する際に、重要な判断を伴った可能性も低い。
- 継続企業の前提の会計が適用されるが、重要性がある不確実性が存在する場合（例えば、経営者が自社製品の需要の減少に対処するための立直し戦略を実行する能力、および／または借り入れを更新または借り換える能力について）、IAS 第 8 号 [IAS 第 1 号] は、当該不確実性の開示を要求している。
- 継続企業に関する重要性がある不確実性が存在する場合、または継続企業に重大な疑義があるが重要性がある不確実性が存在すると考えられる程度にない場合（例えば、経営者が実行可能な代替的な借入先の識別を含む、戦略の成功についての十分な証拠を示す立直し戦略の実行を開始した可能性がある）、経営者が行った重要な判断の開示（企業が継続企業であるかどうか、または重要性がある不確実性が存在するかどうかに関する）が、IAS 第 8 号 [IAS 第 1 号] の全般的な要求事項で要求される。
- 見積りの不確実性の発生要因の開示に関する IAS 第 8 号 [IAS 第 1 号] の包括的な要求事項は、報告期間の末日に見積りの不確実性の主要な発生要因があり、翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせる重大なリスクある場合にも関連性がある可能性がある。

2014 年 7 月の IFRIC Update で報告されているように、IFRS 解釈指針委員会（IFRS IC）は、企業の経営者が、企業が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状態を検討している状況について議論した。計画された緩和のための行動の実行可能性と有効性を含めて、すべての関連性のある情報を考慮した上で、経営者は、IAS 第 8 号 6K 項 [IAS 第 1 号 25 項] に従って開示が要求される重要性がある不確実性は存在しないと結論付けた。しかし、重要性がある不確実性は存在しないという結論に至るには、重要な判断を要した。

このような状況において、IFRS IC は、IAS 第 8 号 27G 項 [IAS 第 1 号 122 項] の開示要求は、企業の継続企業としての存続する能力に対して重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状態に関連する重要性がある不確実性が依然として存在していないと結論を下した際に行った判断にも適用されると結論付けた。

## 継続企業ではない企業

教育的資料は、IAS 第 8 号〔IAS 第 1 号〕が、企業がもはや継続企業ではない場合に、財務諸表を作成するための代替的な基礎を定めていないが、財務諸表が継続企業の前提により作成されていないという事実、および企業が継続企業とみなされない理由を開示し、財務諸表が作成された基礎を開示することを、企業に要求していることを示している。

## 教育的資料の地位

IFRS 財団は、教育的資料が IFRS 基準の一部ではなく、基準の要求事項に追加または変更しないことを示している。これは、利害関係者の基準に対する理解を支援するために開発された。この文書で表明された見解は、必ずしも IASB、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）、または IFRS 財団の見解を反映しているわけではない。

## 追加情報

本教育的資料についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

# Deloitte. トーマツ. デロイト トーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、プロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーやそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をババス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人超の人員の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301